

議第 6 号 選択的夫婦別姓制度等に係る議論の推進を求める意見書に賛成の討論を行います。

夫婦別姓を選択できるようにしてほしいと、長年にわたって多くの人々が声をあげてきました。

世界では、法律で夫婦同姓を義務づけている国は日本だけです。

そして、結婚時に女性が改姓する例が 96%と、明らかなジェンダ一格差です。姓の変更を強制していることは、仕事や社会生活を送る上での様々な不便・不利益をもたらし、自分のアイデンティティを奪われると感じるなど、個人の尊厳を脅かしています。

国民世論も、すでに 7 割以上が選択的夫婦別姓制度の導入に賛成しています。とりわけ、若い世代での導入を求める声は強く、機は熟しています。地方議会でも 200 以上の意見書が可決されています。

この間、夫婦同姓を求める現行規定は「法の下での平等」「婚姻の自由」をうたう憲法に反するとして、多くの裁判がたたかわれてきました。今年 6 月の最高裁大法廷では、「憲法に違反しない」と判断したものの、国会での立法による解決を促しています。

なお、旧姓の通称使用法制化について、国際的に通用せず、個人の尊厳や多様な家族のあり方を求める要求にこたえるものではなく、賛同できません。

改めて、選択的夫婦別姓制度導入を強く求めて討論とします。